

いちき串木野市地域公共交通網形成計画策定業務委託仕様書

1 業務名

いちき串木野市地域公共交通網形成計画策定業務

2 目的

いちき串木野市では、当市が委託運行しているコミュニティバス4路線及びデマンド型のタクシー2路線のほか、民間バス事業者が運行する路線バス、離島である甌島を結ぶ航路、JR九州の鉄道が地域公共交通として運行されている。

本業務は、当市の地域公共交通ネットワークを見直し、利便性の向上と費用対効果を高めるためのあり方について調査・検討を行い、地域公共交通のガイドラインとなる「地域公共交通網形成計画」（以下、「本計画」という。）を策定することを目的とする。

3 対象地域

いちき串木野市全域（必要に応じ周辺地域を含める。）

4 業務内容

(1) 地域公共交通の現状把握・課題の整理

ア 関連する法令・計画等の整理

国及び県の法令・計画等を確認し、本計画との関連性を整理する。また、いちき串木野市の上位・関連計画（第2次いちき串木野市総合計画、いちき串木野市都市計画マスタープラン、いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略等）を収集し、いちき串木野市の公共交通政策の位置付けを明確にする。

イ いちき串木野市の地域公共交通における地域特性の把握

地理的条件、道路・鉄道網の状況、人口動態、施設（医療施設、商業施設、公共施設、観光施設等）の立地状況等を把握し、地域特性を整理する。

また、地域公共交通網（コミュニティバス、デマンド型タクシー、路線バス、鉄道、航路）の運行状況を整理し、利用者数等を把握するとともに、交通不便地域を抽出する。

ウ 公共交通機関利用者における移動実態及びニーズ（要望・需要）の把握

公共交通機関利用者（交通事業者を含む。）に対するアンケート調査・ヒアリングを実施することにより、コミュニティバス、デマンド型タクシー、路線バス、地区コミ・デマンド交通（※1）、船等の移動実態及び利用者のニーズを把握する。

エ 住民移動の実態及びニーズの把握

アンケート調査・ヒアリングにより、住民の移動実態（地域別・年齢別・目的別）及び公共交通に対する住民のニーズを把握する。

※上記ウ及びエのアンケート調査の手法・件数は提案事項とするが、モビリティ・マネジメントの要素も取り入れることとし、住民の移動傾向の可能性を引き出せるような設問も入れることとする。

(2) 現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の検討

(1)の結果を受けて、いちき串木野市の関連計画も含めた上で、まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワーク(地区コミ・デマンド交通等を含む。)という視点をもって、中心市街地活性化策、観光客の利便性の良い交通アクセスの確保策、運行経費面を考慮した効率的な交通網の構築等、対応策の検討を行う。

(3) いちき串木野市地域公共交通網形成計画の作成

ア 基本方針及び計画期間等の検討

地域公共交通の基本方針及び計画期間を検討すると同時に、計画期間におけるスケジュールを検討し、対応が求められる事業を抽出・整理する。

イ 計画の達成度の評価方法等の検討

計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法等の検討を行う。

ウ いちき串木野市地域公共交通網形成計画の取りまとめ

調査及び検討した内容をもって、いちき串木野市地域公共交通網形成計画(案)を取りまとめ、パブリックコメントの実施により意見を集約し、必要に応じて計画へ反映させる。

その後、いちき串木野市地域公共交通会議において協議し、その結果を踏まえ、いちき串木野市地域公共交通網形成計画を作成する。

※本市は、いちき串木野市地域公共会議を法定協議会として位置づけ、法定協議会としての機能を付加している。

(4) いちき串木野市地域公共交通会議の運営支援

ア 調査内容及び調査結果の資料作成、協議会内での説明補助、議事録作成等を行い運営を補助する。協議会は5回の開催を予定している。

イ 業務を円滑に実施するため計画的な工程管理を行い、常に綿密な連絡を取り適切な業務遂行を図ること。

※本業務内容は、想定する最低限の業務内容を示すもので、提案者の提案内容を制限するものではない。

5 契約期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)までとする。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) いちき串木野市地域公共交通網形成計画(フルカラー:両面4色カラー印刷、表紙:片面カラー、100ページ程度) 50部

(2) いちき串木野市地域公共交通網形成計画(概要版)(フルカラー:両面4色カラー印刷、表紙:片面カラー、20ページ程度) 100部

(3) 各種調査集計・分析結果及びその他関係資料 一式

(4) 電子媒体（CD-RW等） 一式

※(1)(2)(3)をワード、エクセル等で作成したもの及びPDF形式で納入すること。

(5) 成果品の納期限は、別途協議する。

(6) 成果品の納入場所は、いちき串木野市水産商工課とする。

7 その他

(1) 費用負担等

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者が負担すること。

(2) 事故対応

作業中の事故、その他の損害については受託者の責任において処理するものとする。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、いちき串木野市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(4) 所有権等

ア 成果品の所有権、著作権及び利用権は、いちき串木野市に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

イ 第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(5) 業務の再委託

受託者は本業務の全てまたは一部を第三者に委託または請け負わせないこと。ただし予めいちき串木野市の承認を得た場合は、業務の一部を委託できる。

(6) 業務の保証

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

(7) 参考資料等の貸与

ア 提案のために必要な資料（統計データや相互計画等）は、いちき串木野市ホームページからダウンロード等を行うこと。

イ ア以外においては、必要に応じて個別に無償で貸与することとし、業務完了後、速やかに返却すること。万一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

(8) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記し、必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請により行うこと。

(9) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

- ※1 地区コミ・デマンド交通…市内の5地区まちづくり協議会が、市からワゴン車の貸与を受け、当該地域内でデマンド運行を実施することで地域住民の交通利便性の向上を図るもの。